

(令和2年7月3日総務部長決定)

(令和4年3月28日一部改正)

知事又は副知事が構成員となる会議の議事概要の作成及び公表に関する指針

この指針は、知事又は副知事が構成員となって県の施策に関する意思決定又は意思決定に至る審議等（単なる情報共有を除く。）を行うことを目的に設置された会議の議事概要の作成及び公表に関する基本方針を定めることにより、県の施策に関する意思決定に至る過程を明らかにし、現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

1 対象

この指針の対象となる会議とは、知事又は副知事が構成員となって県の施策に関する意思決定又は意思決定に至る審議等（単なる情報共有を除く。）を行うことを目的に、法令、条例、規則、訓令、要綱、要領又は個別の決裁により設置された会議のうち、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成13年10月31日総務部長決定）の適用を受けないものをいう。

2 議事概要の作成及び公表

会議の所管部長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、議事概要を作成し、会議終了後原則として1月以内に県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表するものとする。

3 議事概要に記載する内容

議事概要には、次の事項を記載するものとし、(4)の議論の概要には、意思決定に至る議論の内容が分かるように、会議の経過と結果を記すものとする。

(1) 会議の名称

(2) 会議の日時・場所

(3) 出席者

(4) 議事及び議論の概要

4 議事録の作成及び公表

会議の所管部長は、議事概要に代えて、発言者及びその発言内容を詳細に記録した議事録を作成し、公表することが適当と認める場合は、あらかじめ知事及び副知事と調整の上、その旨を決定し、出席者に通知するものとする。

5 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

6 適用期日

この基準は、令和2年7月6日（令和4年3月28日改正部分にあつては令和4年4月1日）以後に開催される会議から適用する。